

【注意事項】

・現時点で、利用可能な行政サービス等を掲載しています。内容は随時更新する予定です。

提供する行政サービス等一覧【富士河口湖町】

(令和5年11月1日現在)

No.	行政サービス等の内容	対象施設	受領証の提示		問合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	公営住宅の入居	町営住宅	○		都市整備課	0555-72-1976	
2	要介護認定の代理申請		○		健康増進課	0555-72-6037	
3	保育施設、放課後児童クラブの申し込み	町に申請が可能な施設	○		子育て支援課	0555-72-1174	
4	住民基本台帳続柄の記載		○		住民課	0555-72-1114	・申出により、世帯主との続柄について、「縁故者」として登録可能 ・要件として、①受領証の提示および②対象者もしくは世帯主の2人のうち1人以上から希望する意思表示がある場合